

感 感 発 0914 第 14 号
令 和 8 年 9 月 14 日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

ケイマン諸島政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて

ケイマン諸島において保管又は積み出された鳥類に係る衛生証明書については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号。以下「規則」という。)第30条第2項に規定する「当該届出動物等に係る原産国、輸出国又は積出地において当該感染症の発生及びまん延又はそのおそれが生じた場合」に該当することから、同項の規定により、規則別表第1第5号の項第3欄に掲げる事項に関する確認が行われていないものとなりますので、その運用に遺漏のないよう的確な対応を要請します。